

No	受付日	質問事項	質問内容	回答
1	令和3年10月14日	介護支援専門員の人件費負担について 【募集要項該当箇所】 7 職員配置 ⑧介護支援専門員	介護支援専門員については、必要に応じ受注者の負担にて適時採用するものとあるが、受注者が指定を受けて実施する指定介護予防支援事業に係る人件費分のみに適用されるものか。	お見込のとおり。 指定介護予防支援事業に係る人件費分のみが受注者負担となります。
2	令和3年10月20日	既存施設との設備共用について 【募集要項該当箇所】 8 センターの建物設備等 ②	既存施設と同一敷地内に地域包括支援センターの建物を設置する場合、どこまでの設備を既存施設と共用することが可能か。	指定介護予防支援事業所の指定基準には、 「指定介護予防支援事業所は、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保することとし、相談の為のスペース等はプライバシーが守られ、利用者が直接出入りできるなど利用者が利用しやすいよう配慮する必要がある。」 「指定介護予防支援に必要な設備及び備品等を確保すること。ただし、他の事業所及び施設等と同一敷地内にある場合であって、指定介護予防支援の事業及び当該他の事業所及び施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所及び施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとす

				<p>る。」 とあります。 委託に当たっては、包括建物内には仕様書記載の要件を満たすものとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室</li> <li>・対応カウンター</li> <li>・相談室（プライバシー確保）</li> </ul> <p>は必要とし、会議室は本体施設と共用で構わないものとします。 また、手洗い・トイレ等については、本体施設と共用とすると人流が増加する点も鑑みて、感染症予防対策に十分ご考慮の上、ご検討ください。</p>
3	令和3年11月2日	<p>ページ：5ページ 該当箇所：1 運営財源 ②介護予防サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費</p>	<p>指定介護予防支援及び第1号介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）の令和3年度件数について伺いたい。 また、居宅介護支援事業所への委託件数についても伺いたい。</p>	<p>別添「令和3年度指定介護予防支援・第1号介護予防支援件数」をご参照ください。</p>

別添

## 令和3年度指定介護予防支援・第1号介護予防支援件数

長浦地区 令和3年4月～9月件数	継続件数	新規件数	合計
指定介護予防支援	478	12	490
第1号介護予防支援(介護予防ケアマネジメント)	324	15	339
合計	802	27	829

↓ 年間換算(×2)

長浦地区 令和3年度年間件数(概算)	継続件数	新規件数	合計
指定介護予防支援	956	24	<b>980</b>
第1号介護予防支援(介護予防ケアマネジメント)	648	30	<b>678</b>
合計	1,604	54	<b>1,658</b>

## 居宅委託率

令和3年4月～9月件数	長浦	市全域
包括担当	<b>404</b>	908
居宅委託	<b>430</b>	905
委託率	<b>51.6%</b>	49.9%

※参考令和3年9月提供分	長浦	市全域
包括担当	<b>63</b>	143
居宅委託	<b>66</b>	149
委託率	<b>51.2%</b>	51.0%

※請求時データから算出したものです